

事業者向けQ&A

令和2年2月25日、27日(説明会資料)

番号	業務	区分	質問	回答	更新日
1	認定	申請	新規・区分変更申請など、1日付で申請を行いたい場合、前の月に申請書を送付しても良いか。	1日付で申請を行いたい場合は、申請年月日に「令和〇年〇月1日」、申請書の右上に朱書きで「事前」と記入いただき、前月末開庁日から5開庁日前までの開庁日(前月末開庁日含む)に、京都市介護認定給付事務センター(以下「事務センター」という。)に到着した申請書等は事前に預かります。それより前に申請書が届いた場合は返送します。	R2.2.25
2	認定	申請	申請書の事前預かりについて、前月末の指定された期間に届かなかった場合、受理されるか。	前月末の指定された期間を過ぎて到着した申請書については、事前預かりではなく、通常の郵送申請として取り扱います。 なお、事前預かりの申請書が、前月末の指定された期間より前に届いた場合は、郵送にて申請者に返送します。	R2.2.25
3	認定	申請	区分変更申請の際、事前申請に間に合わず、1日に申請したい場合はどうすれば良いのか。	申請書に記載の申請日から3開庁日以内に到着した場合は、当該申請日に記載された日を申請日として受理しますので、事務センターに郵送するか、直接事務センターに持参いただくか、個別に御判断ください。	R2.2.25
4	認定	申請	緊急事案として、訪問調査を急いでもらえる事案は何か。	心身の状態が著しく悪く、数日中に容態の急変等で認定調査が実施できなくなる可能性がある場合は、申請書の右上に朱書きで「緊急」と記載のうえ、申請の理由欄に緊急であること理由を詳しく記入してください。	R2.2.25
5	認定	申請	令和2年4月末で認定の有効期間が切れる被保険者がいる。令和2年3月中の更新申請は、区役所・支所の窓口で手続するのか。	3月中の申請は、区役所・支所の窓口で行ってください。	R2.2.25
6	認定	申請	事業対象者の申請は、どこで相談したらいいのか。	これまでどおり、区役所・支所の窓口のほか、地域包括支援センターに御相談ください。	R2.2.25
7	認定	申請	認定に係る代行申請について、郵送が不安なので、事務センターに持参しても良いのか。	持参していただいても構いません。	R2.2.25

事業者向けQ&A

令和2年2月25日, 27日(説明会資料)

番号	業務	区分	質問	回答	更新日
8	認定	申請	認定に係る代行申請について, 区役所・支所の窓口で, 事業所からの申請書は一切受け付けないのか。	区役所・支所の窓口でもお預かりすることはできますが, 郵送申請への御協力をお願いします。区役所・支所の窓口で受付を行っても, 書類を事務センターへ転送するため, 郵送の場合と比べて, 事務処理が早くなるわけではありません。	R2.2.25
9	認定	申請	認定更新時の勸奨について, 給付実績がなくても勸奨通知は送付されるのか。	勸奨通知は送付されません。これまでどおり, 給付実績があり, 有効期間満了の30日前までに更新申請がない方を対象として, 更新申請勸奨通知を郵送します。	R2.2.25
10	認定	申請	申請の際, マイナンバーを記入していないこともあったが, 今後も同様か。	これまでどおり, マイナンバーの記載がなくても, 申請を受け付けます。	R2.2.25
11	認定	申請	これまで, 被保険者証を区役所・支所の窓口で提出した際, 資格者証を預かって帰ることが可能だったが, どうなるのか。	証の発行は事務センターで実施しますので, 区役所・支所の窓口で証の発行はできません。後日, 事務センターから被保険者本人宛てに送付します。	R2.2.25
12	認定	申請	本人申請であるが, 郵送申請しても構わないか。	郵送申請しても構いません。	R2.2.25
13	認定	認定調査	認定調査について, これまでどおり委託となり, 更新申請の際には, 概ね担当する居宅介護支援事業所に依頼されることになるのか。	お見込みのとおりです。ただし, 調査の適正化の観点から, 本市の判断で, 担当ケアマネジャーに調査を依頼しないこともありますので, 御了承ください。	R2.2.25
14	認定	認定調査	更新, 区分変更申請の場合, 申請日と同日に訪問調査は可能か。	認定調査については, 本市の調査依頼に基づき, 実施してください。	R2.2.25
15	認定	認定調査	訪問調査票の不明点や記入ミスなどについて, これまでと同様に問い合わせはあるのか。	これまでは, 区役所・支所から問合せをしておりましたが, 令和2年2月下旬以降は, 事務センターからも問合せを行い, 必要があれば, 補正します。令和2年4月からは, 事務センターから問合せを行います。	R2.2.25

事業者向けQ&A

令和2年2月25日, 27日(説明会資料)

番号	業務	区分	質問	回答	更新日
16	認定	認定調査	訪問調査の提出期限は, これまでどおり, 「訪問調査依頼書兼請求書」に記載の期限か。	お見込みのとおりです。	R2.2.25
17	認定	認定調査	訪問調査において, 京都市職員が行うことはないのか。	訪問調査は, 全調査を市町村事務受託法人等へ委託することになりますが, 調整の結果, 同受託法人等が調査を実施できなかった事案については, 本市職員が調査します。	R2.2.25
18	認定	認定審査会	審査会の日程を電話で教えてもらえるのか。	どうしても必要な場合は, 事務センターへの電話で, 審査会開催日をお教えします。円滑なセンター運営のため, 極力電話をお控えいただけると, 非常に助かります。	R2.2.25
19	認定	認定結果	電話で審査会における認定結果を教えてもらえるのか。	言い間違い, 聞き間違いもありますので, 事務センター等に電話いただいても, 認定結果はお教えできません。通知書や連絡票の結果を御確認ください。区役所・支所にお問い合わせいただいても, 対応は同じです。	R2.2.25
20	認定	認定結果	認定結果に係る連絡票を取りに行けば, 受け渡してもらえるものか。	どうしても必要な場合は, 審査会当日の17時30分までに御連絡いただければ, 審査会翌日に, 事務センターでお渡しすることは可能です。お渡しする時間は, 御連絡いただいた際にお伝えします。必ず事前に事務センターへ連絡してください。その際, 被保険者の被保険者番号, 氏名, 生年月日, 事業所名, 担当者等を確認します。担当する居宅介護支援事業所等でない場合は, お答えできません。 受取りの際は, 担当する居宅介護支援事業所の職員であることを証する写真付きの社員証等を御提示いただきます。	R2.2.25
21	認定	認定結果	認定が出るまでの期間は, どの程度と予測しているのか。	現在の処理日数を上回らないことはもとより, 安定稼働した後は, 更に短縮できるよう取組を進めます。	R2.2.25
22	認定	認定結果	現在でも認定結果が出るまでの期間が大幅に遅れており, 他都市で集約・委託化を実施している都市でも大幅な遅れがあると聞いている。京都市では大丈夫か。	先行して集約・委託化を実施した都市においても, 業務が安定稼働した後は, 申請から認定結果通知まで期間が短縮している傾向にあります。前年度の処理日数を上回らないことはもとより, 安定稼働した後は, 更に短縮できるよう取組を進めます。	R2.2.25

事業者向けQ&A

令和2年2月25日, 27日(説明会資料)

番号	業務	区分	質問	回答	更新日
23	認定	認定結果	今後も認定結果連絡票(主治医意見書, 認定調査票含む)は, ケアマネジャーに送ってもらえるのか。	申請書で本人の同意があれば, これまでどおり送付します。	R2.2.25
24	認定	情報提供	事業者からの資料提供依頼に関して, 区役所・支所ごとに対応が異なるため, 統一して欲しい。	個人情報の管理徹底を図るためにも, 事務手続を統一します。 諸事情により, 旧事業者から訪問調査票や主治医意見書の引継ぎが行われず, サービス計画の作成に当たり, 訪問調査票や主治医意見書が必要な時は, 「要介護認定等の資料提供に係る申出書」を事務センターに郵送してください。	R2.2.25
25	認定	その他	主治医意見書の提出が遅い場合, どのように対応するのか。	これまでどおり, 主治医に対し随時提出勧奨を行います。	R2.2.25
26	認定	その他	主治医の往診日に合わせて申請日を調整しているが, 郵送でのやり取りとなり, 実際にどれぐらいで医療機関に提出依頼の封書が届くのか。	事務センターに申請書が到着する時間にもよりますが, 2~4日後には医療機関に依頼が届く想定です。	R2.2.25
27	認定	その他	被保険者の方が, 入退所した場合の連絡先は。	これまでは, 区役所・支所に連絡していただいておりましたが, 今後は事務センターへ連絡してください。 「入退所情報連絡票」や「高額介護サービス費受領委任払 制度利用者 施設退所連絡票」は, 事務センターへファックスしてください。	R2.2.25
28	給付	住宅改修費 福祉用具購入費	これまでは, 住宅改修費や福祉用具購入費の申請の際, それぞれの区役所・支所を回って申請していたが, 今後はまとめて事務センターに郵送申請すれば良いのか。	お見込みのとおりです。	R2.2.25
29	給付	住宅改修費 福祉用具購入費	住宅改修費・福祉用具購入費の, 支給限度額を知りたい場合は, どうすれば良いか。	被保険者本人, 同居の家族又はサービス計画を作成した事業所のケアマネジャーから, 事務センターのコールセンターまで連絡してください。	R2.2.25

事業者向けQ&A

令和2年2月25日, 27日(説明会資料)

番号	業務	区分	質問	回答	更新日
30	給付	住宅改修費 福祉用具購入費	住宅改修費に係る申請の際, 既に各区役所・支所に対して, 福祉住環境コーディネーター検定試験合格証の写しを提出しているが, 出し直す必要があるか。	区役所・支所から引き継ぐ予定にしており, 基本的には提出する必要はありません。	R2.2.25
31	給付	住宅改修費 福祉用具購入費	介護扶助の方の福祉用具購入費及び住宅改修費の相談や申請方法を教えてほしい。	申請前の書類内容の相談があれば事務センターで対応しますが, 書類はこれまでどおり, 区役所・支所の生活福祉課の担当ケースワーカーに提出してください。	R2.2.25
32	給付	住宅改修費 福祉用具購入費	住宅改修の工事当日に変更が生じた際の連絡先はどこになるのか。	令和2年4月以降, 事務センターに連絡してください。	R2.2.25
33	給付	住宅改修費 福祉用具購入費	福祉用具購入費と住宅改修費において, 事後申請の領収書はコピー提出でも良いのか。	これまでどおり, 領収書の原本を提出(郵送)してください。原本は, 決定通知書の送付と一緒に, 郵送でお返します。	R2.2.25
34	給付	住宅改修費 福祉用具購入費	住宅改修の事前申請において, 事務センターの窓口を利用することで, 郵送申請と比べて, 承認までの期間をどの程度短縮できるのか。	申請書類について, 記入例をもとに完璧なものを準備いただいている場合は, 窓口申請(事務センター)と郵送申請で, 承認までの期間が大きく変わることはありません。申請書類の準備に不安がある場合は, 事務センター窓口では, 委託事業者が, 本市の定めた基準に従って相談に応じますので, 一定の期間短縮が見込めると考えます。	R2.2.25
35	給付	住宅改修費 福祉用具購入費	住宅改修の細かなやり取りは, 区役所・支所で実施すべきではないか。	事務センターに窓口を設置しますので, 必要に応じて, 窓口を御利用ください。	R2.2.25
36	給付	住宅改修費 福祉用具購入費	住宅改修費や福祉用具購入費の申請において, 事務センターの窓口で, 緊急案件として取り扱う事案はどのようなことを想定しているのか。	突然の退院や心身状態の急変等, 早急に住宅改修が必要な場合を想定しています。申請するのを忘れていた場合や, 事前に工事日を設定してしまい, 慌てて申請して急いで欲しいといった場合等は緊急案件には該当しません。	R2.2.25

事業者向けQ&A

令和2年2月25日, 27日(説明会資料)

番号	業務	区分	質問	回答	更新日
37	給付	負担限度額認定証	これまで、負担限度額認定証などが緊急で必要な場合、区役所・支所の窓口で申請とともに審査を受けて、その場で証を発行してもらうことが可能だったが、どうなるのか。	審査や証の発行は事務センターで実施しますので、その場で証の発行はできません。後日、事務センターから送付します。	R2.2.25
38	給付	セルフケアプラン	要支援と想定していて要介護が出た際のセルフケアプランの取扱いは。(その逆も)	このような場合、セルフケアプランを受けられるケースは少ないです。セルフケアプランとして認められないケースを、区役所・支所の窓口で例示します。その例示に含まれないもので認められるか否かの判断が必要な場合は、区役所・支所を通じて、介護ケア推進課まで御連絡いただく想定です。	R2.2.25
39	共通	申請	申請書の中で、被保険者番号が分からないなど、空白部分があっても受理してもらえるのか。	郵送申請で、必要な項目に記入漏れがあった場合は、基本的に電話で確認し、事務センターで補記するなどの対応を行います。	R2.2.25
40	共通	申請	申請書等の記入例はあるか。	京都市情報館(本市ホームページ)の介護保険の「申請書ダウンロード」ページで、申請書(様式)と記入例を掲載します。参考にしながら、御記入いただき、送付をお願いします。	R2.2.25
41	共通	申請	天候や災害等により郵送が遅れた場合の受理はどうなるのか。	災害等を原因とする場合の対応は、その都度個別に検討します。	R2.2.25
42	共通	申請	郵送する時の申請日は、いつを記入したらいいのか。	書類をポスト投函する日を申請日として記入してください。申請書等に記入された申請日が、事務センター到達日を含めて3開庁日より前の場合は、電話連絡等で確認し、必要があれば補正します。	R2.2.25
43	共通	申請	認定・給付に係る申請を行う際、必要な郵送料の負担は。	事務センターへの送付用封筒を準備します。その封筒を利用して送付していただく際の郵送料は、本市が負担します。 また、大量の申請書等を郵送する場合、本市のホームページに、事務センター送付用専用宛名先用紙を準備しますので、角2サイズの封筒を準備していただく必要はありますが、郵送料は本市が負担します。 封筒は、認定・給付に係る事務処理においてのみ、利用してください。他の目的での利用はできません。	R2.2.25

事業者向けQ&A

令和2年2月25日、27日(説明会資料)

番号	業務	区分	質問	回答	更新日
44	共通	申請	事務センターへの送付用封筒は、どこでもらえるのか。	令和2年3月下旬までに、本市指定の事業所宛てに送付予定です。	R2.2.25
45	共通	申請	封筒が足りなくなった場合は、どこでもらえるのか。	令和2年4月以降、「郵送申請用封筒依頼書」に封筒の必要枚数を記入のうえ、事務センター宛てにファックスしていただくことで、事務センターから封筒を送付します。	R2.2.25
46	共通	申請	封筒に有効期限はあるのか。	封筒の料金受取人払には約2年間の有効期限(令和4年2月末までで調整中)があり、その期限を過ぎると利用できなくなります。封筒の左上に、有効期限が書かれています。	R2.2.25
47	共通	申請	京都市外の事業所であるが、京都市の被保険者の認定・給付に係る申請について、かなりの数を担当している。事務センターへの送付用封筒は、もらえるのか。	令和2年3月下旬までに必要な場合は、介護ケア推進課(075-213-5871)まで御連絡ください。 令和2年4月以降は、事務センターまで連絡してください。	R2.2.25
48	共通	申請	京都市外の事業所であり、普段は京都市の被保険者を担当することがないが、認定に係る更新申請を行う必要が出てきた。封筒はどうしたら良いか。	本市のホームページから、事務センター送付用専用宛名先用紙を印刷し、貴事業所で御準備の封筒に貼って送付してください。料金受取人払のため、郵送料は本市が負担します。	R2.2.25
49	共通	その他	郵送したか不安になった場合、到着を確認できるか。	事務センターに到着し、開封後に記録を残す想定のため、記録後は事務センターに電話連絡することで確認可能です。しかし、円滑な事務センター運営のため、必要な場合を除き、極力お控えいただきますようお願いいたします。必要な場合でも、送付後2~3日経ってから確認してください。	R2.2.25
50	共通	申請	郵送申請時に、受領の連絡が欲しい場合は、どうすれば良いか。	事務センターに到着し、開封後に記録を残す想定のため、記録後は事務センターに電話連絡することで確認可能です。しかし、円滑な事務センター運営のため、必要な場合を除き、極力お控えいただきますようお願いいたします。必要な場合でも、送付後2~3日経ってから確認してください。	R2.2.25

事業者向けQ&A

令和2年2月25日, 27日(説明会資料)

番号	業務	区分	質問	回答	更新日
51	共通	申請	区役所・支所等の窓口申請時に, 受領印はもらえるのか。	申請書の写しを持参いただければ, その写しに受付印を押印することは可能です。	R2.2.25
52	共通	その他	郵便物の未着や紛失の事象があった場合, どのように対処するのか。	本市全体として, 郵便を利用した事務処理は, これまでから使用してきたものであり, 今回初めて導入する仕組みではありません。より安心したい場合は, 簡易書留等と料金受取人払の差額を郵便局の窓口で御負担いただき郵送いただくか, 事務センターまで直接お届けください。	R2.2.25
53	共通	その他	認定・給付に関わる相談はどこに連絡したらいいのか。	事務センターにコールセンターを設けますので, 連絡してください。	R2.2.25
54	共通	その他	事務センターに, 駐車場はあるのか。	事務センターに, 本市が準備する駐車場はありません。御自身で駐車場に停めた場合, 本市は駐車料金を負担できません。	R2.2.25
55	共通	その他	事務センターまで公共交通機関を利用した場合, その費用は支払ってもらえるのか。	支払いません。	R2.2.25
56	共通	その他	市の業務を民間業者に委託することは, 法令に違反していないのですか。	本市では, 安定的な介護保険制度の運営を図るため, 職員が行うべき決定処分行為以外の法的に委託可能な補助的業務等について委託することとしており, 問題ありません。	R2.2.25
57	共通	その他	市民周知等の予定は。	随時ホームページを更新していくとともに, 市民しんぶん等で周知していきます。	R2.2.25
58	共通	その他	区役所・支所の窓口対応は, 委託事業者ではなく京都市職員が対応するのか。	区役所・支所の窓口は, これまでどおり本市職員が対応します。	R2.2.25
59	共通	その他	委託する目的は, 業務の効率化ですか。	後期高齢者の更なる急増に伴う要介護認定者数の増加に対しても, 安定的な介護保険制度の運営を図るため, 集約・委託化を行います。	R2.2.25

事業者向けQ&A

令和2年2月25日, 27日(説明会資料)

番号	業務	区分	質問	回答	更新日
60	共通	その他	この資料に記載されている運用は、いつから開始ですか。	この資料の内容は、令和2年4月1日からの運用です。令和2年3月31日までの取扱いは、これまでどおりです。	R2.2.25